

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

事業者： カネマタケア

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和7年2月1日 現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (047-431-1460) (月～金曜日 9:00～18:00)

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ / 管理責任者 \_\_\_\_\_

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	カネマタケア
所在地	千葉県船橋市海神6丁目9番2号やまと海神駅前102
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (千葉県 第1270904186号)
サービスを提供する実施地域※	船橋市・市川市・浦安市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 3名

(3) 営業時間 月～金曜日 午前 9時から午後6時まで

当該事業所では緊急時24時間体制(対応)しております。転送電話または介護支援専門員担当者の携帯電話に連絡可能 ※ (土曜・日曜・祝日・12月30日～1月3日は休業)

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

## 4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

① 介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 11,772円 要介護3・4・5 15,295円

② 介護支援専門員取扱件数45件以上60件未満の場合

要介護1・2 5,896円 要介護3・4・5 7,631円

③ 介護支援専門員取扱件数60件以上場合

要介護1・2 3,533円 要介護3・4・5 4,574円

※同一建物に1か月あたり20人以上の利用者がいる場合、所定単位数の95%を算定

④ 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,252円

入院時情報連携加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	2,710 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	2,168 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	入院または入所期間中1回を限度に	4,878 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	入院または入所期間中1回を限度に	6,504 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	入院または入所期間中1回を限度に	6,504 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	入院または入所期間中1回を限度に	8,130 円
退院・退所加算（Ⅲ）	入院または入所期間中1回を限度に	9,756 円
通院時情報連携加算	1回につき	542 円
ターミナルケアマネジメント加算	1回につき	4,336 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき	2,168 円
特定事業所加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	5,625 円
特定事業所加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	4,563 円
特定事業所加算（Ⅲ）	1ヶ月につき	3,501 円
特定事業所加算（A）	1ヶ月につき	1,235 円

## (2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

## (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

### (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市 介護保険課 電話 047-436-2302

## 6. 他機関との各種会議等

- (1) 利用者等が参加せず、医療介護の関係者のみで実施するものについて「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。
- (2) 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

## 7. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 8. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3)介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1)事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2)事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3)介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4)虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

## 10. 介護サービスの利用にあたってご留意いただきたい事項

### (1)禁止行為

- ①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- ②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- ④ 宗教等の勧誘活動

## 11. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 カネマタケア
資本金	100万円（資本準備金含まず） ※令和元年10月1日現在
社員数	5名（正社員のみ）
設立	平成20年3月
所在地・電話	千葉県船橋市海神6丁目11番19号 代表取締役 電話 047-431-1460
事業内容	居宅介護支援事業、地方自治体（区市町村）からの介護保険者認定調査業務委託

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

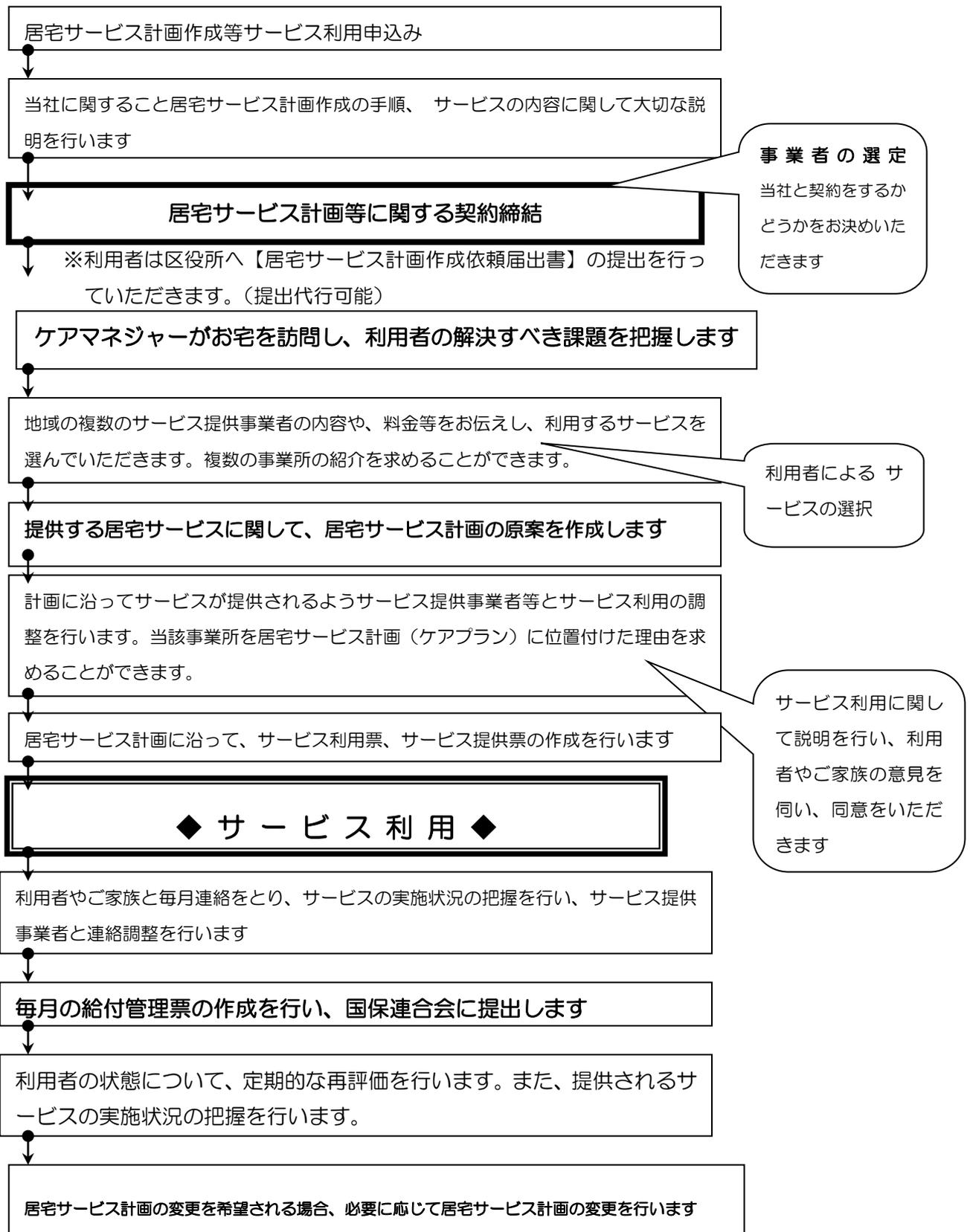
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

## サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	51.99%
通所介護	21.05%
福祉用具貸与	75.87%
地域密着型通所介護	7.57%

(2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ベストリハ 33.1%	アンビス 31.85%	ケアリッツ 6.66%
通所介護	ビーオアシス 25.00%	ケアパートナー 16.46%	ソラスト 10.97%
地域密着型通所介護	照敬会 27.11%	勤労者医療協会 20.33%	ウィルポート 20.33%
福祉用具貸与	フロンティア 26.05%	ベストリハ 18.78%	きぬせん 1 16.07%

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 千葉県船橋市海神 6 丁目 9 番 2 号  
やまと海神駅前 102 号  
名 称 カネマタケア  
管理者  
  
説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名

本人との関係